

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 昭和四十四年度鳥取県一般会計補正予算

国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

土地改良事業の認可

土地区画整理事業の認可

土地の用途廃止

◇ 告 示 昭和四十四年度林業改良指導員資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第一号

昭和四十四年十月十六日専決処分をした昭和四十四年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十五年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和44年度鳥取県一般会計補正予算

昭和44年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,918千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,268,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 地方交付税	1 地方交付税	13,255,612	4,968	13,260,580
	1 国庫支出金	11,759,242	9,950	11,769,192
7 国庫支出金	1 国庫負担金	4,314,035	9,950	4,323,985
	合 計	36,258,932	14,918	36,268,850

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	205,950	14,918	220,868
	合 計	161,802	14,918	176,720
合 計		36,258,932	14,918	36,268,850

4 衛 生 費	1 公衆衛生費	1,399,897	9,953	1,409,850
	2 環境衛生費	608,992	1,896	610,888
	3 保健所費	39,050	137	39,187
	4 医薬費	409,146	2,920	412,066
5 勞 働 費	1 労 政 費	342,709	5,000	347,709
	2 職業訓練費	279,605	2,440	282,045
6 農 林 水 産 費	1 農 業 費	56,555	600	57,155
	2 農 地 費	92,605	1,840	94,445
	3 農 業 費	244,256	244,256	6,295,702
	4 林 業 費	6,051,446	2,143,996	2,391,341
	5 水 産 業 費	1,621,529	30,503	1,652,032
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	1,380,106△	23,984	1,306,122
	2 道 路 橋 り よう 費	488,410△	9,608	478,802
	3 河 川 海 岸 費	8,283,230	34,505	8,317,735
	4 都 市 計 画 費	245,969	2,240	248,209
	5 住 宅 費	4,448,011	2,880	4,450,891
	6 都 市 計 画 費	2,151,999	27,734	2,179,733
9 警 察 費	1 警 察 活 動 費	645,884	5,100	650,984
	2 住 宅 費	407,759△	3,449	404,310
10 教 育 費	1 警 察 活 動 費	1,645,131	217	1,645,348
	2 教 育 總 務 費	151,155	217	151,372
	1 教 育 總 務 費	10,077,845	4,204	10,082,049
		652,488	454	652,942

11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	220,868	3,577	224,445
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	44,148	3,315	47,463
出 合 計		176,720	262	176,982
歳 出 合 計		36,268,850	315,550	36,584,400

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度	額
県道湯原用瀬線橋りよう (新名馬谷橋) 工事	昭和44年度から昭和45年度 まで		千円 25,882
尾際治水ダム本体工事	昭和44年度から昭和47年度 まで		552,032

2 変 更

補 正 前	補 正	額
事 項	期 間	限 度 額
久米ヶ原県営 総合かんがい 排水事業第1 溜池施設工事	昭和44年度か ら昭和46年度 まで	千円 240,000
	事 項	期 間
	県営久米ヶ原 地区溜池建設 工事	昭和44年度か ら昭和47年度ま まで
		千円 240,000

鳥取県告示第三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国業第二四一号	山内 佳見	昭和四十四年十二月 十日
〃 第二四二号	木島 三屋子	〃 二十日

鳥取県告示第四号

淀江白浜土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（西原・白浜地区かんがい排水及び農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十二月二十五日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十五年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四条第一項の規定に

基づき、第二浜坂団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称
鳥取県住宅供給公社
- 二 事業施行期間
昭和四十五年一月 九日から
昭和四十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区
鳥取市浜坂字東浜の一部
- 四 土地区画整理事業の名称
第二浜坂団地土地区画整理事業
- 五 事業所の所在地
鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地
- 六 施行認可の年月日
昭和四十四年十二月二十四日
- 七 施行者の住所
鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地
- 八 事業年度
昭和四十四年度
- 九 公告の方法
鳥取市吉方温泉町一丁目四六一番地 鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

鳥取県告示第六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十二月二十四日から用途廃止した。

昭和四十五年一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市滝山字越ヶ塚ノ上四二二番地先から 四二八ノ六番地先まで	八七・七四	水路敷

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月鳥取県条例第11号)

第2条の規定により、昭和44年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和45年1月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程(昭和16年文部省令第54号)、専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)、旧

実業学校教員検定に関する規程(大正11年文部省令第4号)若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程(明治41年文部省令第32号)により林業に関する学科目の検定に合格した者

- (2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校、旧実業学校令(明治32年勅令第29号)による実業学校、旧高等女学校令(明治32年勅令第31号)による高等女学校若しくは旧中学校令(明治32年勅令第28号)による中学校を卒業した者又は

大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)、旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)若しくは旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和45年2月20日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者

(注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書(第1号様式)を添え、昭和45年2月5日までに知事に提出すること。

2 試験実施方法

- (1) 受験願書の受付期間 昭和45年1月20日から昭和45年2月10日まで
(最終日の消印があるものは有効)
- (2) 受験願書の受付場所 鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県農林部造林課
- (3) 試験の日時 筆記試験 昭和45年2月20日 9時30分から
口述試験 昭和45年2月20日 13時から
- (4) 試験の場所 鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県庁第5会議室
- (5) 試験の方法
ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行なう。
イ 筆記試験は、学校教育法による大学の卒業程度で次の項目について行なう。

必須項目	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
選択項目	木材加工、林産化学、林業機械

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行なう。

3 出願書類

- (1) 受験願書 (第2号様式)
- (2) 履歴書 (第3号様式)
- (3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
- (4) 1の(3)に該当する者にあつては、1の(2)のア又はイの職務に従事し

た期間につき、受験資格を有する者であることを証する職歴証明書 (第4号様式)

- (5) 写真 (最近6月以内に撮影した、正面、上半身、無帽の手札型で、無合紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)
- 4 受験手数料及びその納付方法等
- (1) 受験手数料 500円
 - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。
 - (3) 既納の手数料は、還付しない。
- 5 合格者の公表
試験合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに合格者に通知する。
- 6 その他
- (1) 試験に関し不正行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。
 - (2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又はもよりの地方農林振興局林業課に照会すること。郵便で照会の場合は、返信用切手を同封すること。

第1号様式 (日本標準規格B5)

受 験 資 格 認 定 申 請 書

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者であることの認定を受けたいので、

関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏 名 印

鳥取県知事 殿

記

ふりがな 氏 名			
生 年 月 日		性 別	
本 籍			
現 住 所			

第2号様式 (日本標準規格B5)

受 験 願 書

収入証紙
はりつけ欄

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名 毎

鳥取県知事 殿

記

ふりがな 氏 名			
生 年 月 日			性 別
本 籍			
現 住 所			
選 択 項 目			

第3号様式

履 歴 書

ふりがな 氏 名		生年月日		性別	
本 籍					
現 住 所					

学 歴

卒業年次	学校名及び専攻科目	所在地
年 月		

職 歴

勤務期間	勤務場所	職名	業務内容
年 月から 年 月まで			

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

第 4 号様式

職 歴 証 明 書

職 名

氏 名

1 試験研究に従事した期間及び勤務場所

2 教育に従事した期間及び勤務場所

3 普及指導に従事した期間及び勤務場所

上記に相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長 職 名

氏 名 印

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】